

審 第 1 6 2 3 号
答 申 第 4 7 7 号
平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 月 1 6 日付け精医セ第 4 1 4 号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 5 6 3 号

平成 2 6 年 1 2 月 2 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 6 年 1 1 月
4 日付け精医セ第 3 0 0 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに
対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が平成26年11月4日付け精医セ第300号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした部分のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成26年9月3日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センターについて、営利企業等の従事許可申請書、受託許可、受託許可願、それらの添付文書、それらの起案、講演等の依頼文書、その他、上記の関連文書一式。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、別表に記載した「営利企業等従事許可願について」外101件の文書（以下併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年12月2日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、被疑者氏名を除いた情報全てを開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号にも同条第3号にも該当しない。また、該当したとしても、条例第8条第2号ただし書イロハニ全てに該当し、同条第3号ただし書人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。

実際に、報酬額、謝礼、交通費等や連絡先、担当者等は、他の自治体や独立行政法人等では公開している。報酬額、謝礼、交通費等や連絡先、担当者等は、個人に関する情報に該当せず、旅費や宿泊費といった交通費等は、公になっている情報に該当すると措定している。

それらの自治体や独立行政法人等は、条例第8条第2号と同様の規定があるにもかかわらず、同様の内容について開示決定処分を示したのである。

講義や講演といった営為が、勤務時間外又は休暇取得中に行われたとしても、講演や講義等の依頼者である事業者等も聴衆・受講者等も、報告者の所属する部局の行政施策に関する解説、あるいは携わった職務で得た経験・知見に基づく議論を求め発表を見聞きし、報告者はそれに応えて所属部局・官職・氏名を明らかにして発表するものである。

したがって、講演会や座談会がいかなる時間帯になされたにせよ、当該営為が職務に係るものであるから、報酬や謝礼や交通費等及び依頼者の連絡先、担当者等は、職務に係る情報に該当し、個人識別情報を理由とする一部不開示は不当である。

生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由は、氏名を伏せれば特定の個人を識別できる情報ではない上に、公にしたからといって、直ちに個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。現に、他の自治体では、監察医務記録に関する情報公開請求に対して、性別及び年齢が何十代かの記載がある文書を公開した。なお、行政文書部分開示決定通知書の別紙2開示しない部分には記載されていないが、事件番号や事件の概要も不開示となっている。これらも、当然開示すべきであるが、不開示決定を下すのであれば、開示しない部分に明記すべきである。

依頼者の印影は、たとえ公にしたとしても、直ちに印影を偽造されたりして当該法人の財産権及び競争上の地位に不当な不利益を与えるおそれが生ずるとまでは認められない。

3 意見書の要旨

(1) 対象文書の特定について

関連文書や添付文書が他の自治体と違って少なすぎる。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 全般的に条例第8条第2号ただし書ハに該当する

千葉県精神科医療センター分についても千葉県精神保健福祉センター分についても、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）の規定に基づく精神保健指定医及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）の規定に基づく精神保健判定医、精神保健参与員、精神保健審判員は、いずれも特別公務員である。本件開示講演等の内容に照らし合わせても、職務遂行情報そのものである。

さらに、千葉県精神保健福祉センターが本件で開示した行政文書によれば、例えば、「2職務専念義務免除の検討 ⑤職務との関連性等説明」の欄に「千葉地方裁判所からの依頼を受け、精神保健参与員として、『心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律』による処遇事件の打合わせ及び審判に出席する

ものであり、職務との関連性が認められる。」とあり、それによって、「職務との関連性等」の「判断」の欄と「職務専念義務免除の可否」の「判断」の欄ともに「○」と明記してあるのである。そのことから、千葉県精神科医療センター分も千葉県精神保健福祉センター分も、これと同様の関連性でも職務専念義務が免除されると推認される。ゆえに、千葉県精神科医療センター分についても千葉県精神保健福祉センター分についても、職務専念義務免除の申請が承認された分については、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

そして、千葉県精神科医療センター職員で電話に対応した〇〇、〇〇両氏によれば、千葉県精神科医療センターでは、本件各対象文書が職務専念義務免除の申請書を兼ねている、とのことであった。

また、実施機関自らも受託許可願を提出した職員の氏名等やその内容等が条例第8条第2号ただし書ハに該当すると認めているのであるから、報酬の価額や交通費の実費の価額も受託許可願の内容として開示すべきである。

加えて、謝礼を贈った側が国、自治体、独立行政法人等、地方独立行政法人である場合については、謝礼を贈った側の職員の職務遂行情報にも該当する。

したがって、不開示部分全てについて、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

イ 全般的に条例第8条第2号ただし書ロに該当する

千葉県精神科医療センターを含む精神科医療施設では、対象者本人の意思に反して人権を制限し入院加療を強制するという公権力の行使が精神保健福祉法の規定による精神保健指定医又は特定医師という特別公務員によって日常的に繰り返されている上に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事務局が置かれている。そして、千葉県精神保健福祉センターは精神保健福祉法の規定による精神医療審査会の事務局が置かれている。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成17年度（行情）答申第299号によると、精神保健福祉法の各規程によって精神保健指定医という公務員が公権力の行使をするに当たって、職務職責が極めて

重大であり、その立場は、当該職務を遂行するに必要な知識及び技能を求められる高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的性格があると認められるとした。そして、精神保健指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、社会的責任が重大であり、社会が精神保健指定医に十分な専門性を期待することは当然であり、したがって、精神保健指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきとしている。

したがって、不開示部分全てについて、条例第8条第2号ただし書口に該当する。

ウ 全般的に条例第8条第2号ただし書イに該当する

不開示とされた行政文書のうち、少なくとも、埼玉県、新潟県、千葉市、印西市、匝瑳市、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が報酬を送る側に当たる分については、本件の原処分で不開示とされた謝金の価額や交通費の価額といった多くの情報を各情報公開条例・情報公開規程に基づく開示請求又は開示の申出に対して開示になっている。加えて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇〇を運営しており、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の出資法人等の情報公開を定めた第27条に基づいて情報公開規程を設けている。さらに、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）、千葉市情報公開条例、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇情報公開規程では、開示請求権を何人と規定している。そして、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）では、開示請求権を条例同様に広義の県民の他、開示請求の理由を明示できる者なら何人と規定している。そして、印西市情報公開条例（平成12年印西市条例第24号）、匝瑳市情報公開条例（平成18年匝瑳市条例第10号）では、開示請求権を広義の市民に限定しているが開示申出の権利を何人と規定している。

したがって、不開示部分のうち、少なくとも、埼玉県、新潟県、千葉市、印西市、匝瑳市、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が報酬を送る側に当たる分について当該自治体及び〇〇〇から開示になる情報は、条例

第8条第2号ただし書イに該当する。

エ 以上は不開示部分につき言えることであるが、以下はそれに加えて、不開示理由がないことを個別に述べる。

(ア) 謝金の価額

千葉県精神科医療センターからの理由説明書によると、「当該職員の氏名と併せて更に、報酬額、謝礼、交通費等を開示することは、当該職員の公務とは関係ない保護すべき個人情報と明らかにすることとなり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めた本号の趣旨に反することとなる。」とあるが、条例第8条第2号の趣旨は形式的に個人の識別が可能であれば全て不開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、個人識別情報を原則不開示とした上で、個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のないもの、及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものを同号ただし書で例外的事項として列挙する個人識別情報型を採用しているのである。

そして、当該不開示情報は、当該職員の公務とは関係ない保護すべき個人情報ではなく、当該職員の公務と関係があるということを実施機関自体が承認しており、かつ、民間団体や自治体、その出資法人等でも当該情報を保護すべき個人情報ではないと判断して公開している。

それにとどまらず、例えば、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇社からの依頼書等にも「個人的費用に関しては、弊社は費用負担を致しません事を予めご了承願います。」と明記されているとおり、依頼者自らが、謝礼金、交通費、宿泊費等は個人に関する情報ではないと判断している。その上、本件各対象文書は、全て実施機関によって当該職員の営利企業等従事許可願が承認されたものである。その中には、受諾書に当該職員が自筆で署名捺印したものもある。

侵害ではないかという議会質問も存在しない。現に謝金の価額が公開になっても、個人の権利利益が害されていないと如実に示しているのであるから、実施機関のおそれるところは杞憂である。これらの事実は、価額まで公開しても、個人の権利利益が害される具体的で客観的な蓋然性がないということである。ゆえに、「報酬金額」は、公開になっても個人の権利利益が侵害されることはなく条例第8条第2号に基づく不開示は違法である。

(イ) 食事の有無又は内容

実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報ではないものの、条例第8条第2号ただし書ニは、食糧費が事実上の営利企業等との癒着や官官接待といった不当な利益を保護の対象から除外する目的で設置した規定である。この目的を十分に全うしその理念を果たすためにも、食事の金額や内容を記載した欄の不開示部分は、一律に開示すべきである。

(ウ) 交通費、宿泊費、旅費

所得とは言えないため、個人情報ではない。交通費や宿泊費といった旅費は、報酬と違って、受領者が自由に消費できるものではなく、各事業の主催者等が当該職員に対して当該事業に参加してもらう便宜を図るために提供した交通機関利用料金である。当該事業に参加すれば、当然にその金額が消費尽くされて他の目的で使用することは原理上できないため、当該職員個人の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

実際に、千葉県立西部図書館は、実施機関同様に条例によって「実施機関」と規定されているにもかかわらず、条例の規定に基づく情報公開請求に対して交通費の価額を開示している。他の自治体においても同様の判断を示している。

加えて、旅費は、一般に、駅やバス停、インターネット上等でも公開になっている。

ゆえに、条例第8条第2号に該当しないか、又は、たとえ該当したとしても同号ただし書イハに該当する。

(エ) 連絡先、担当者等

公務員や独立行政法人等職員といった、民間職員以外の職員の氏名や連絡先まで不開示とされている。仮にウェブサイトや窓口にて連絡先が公開されていないにせよ、依頼者が公務員等である場合には、当該公務員等が当該自治体や独立行政法人等の予算執行を伴う講演・授業等を当該職員に依頼するという職務遂行情報に該当する。ゆえに、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

さらに、他の自治体や独立行政法人等では、情報公開諸法の規程に基づく開示請求に対して、公共機関、民間法人を問わず、職員の氏名のみならず、依頼文に記載された電話番号、FAX番号、メールアドレス等を公開している。開示請求権の規定も何人と規定されている。ゆえに、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

また、社団法人の常任理事及び、情報公開の「実施機関」ではない私学であれ、学校法人の理事長や大学教授の氏名等は、登記事項又は学校発行のパンフレットやウェブサイト上で公開になっている情報である。ゆえに、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

さらに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）の第33条の規定によって、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇情報公開規程を設けており、開示申出を広義の都民の他、開示申出の理由を明示できれば何人と規定しているため、当該公社職員の氏名は、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

外務省職員の採用にかかる業務は、外務省職員の職務遂行情報に該当するため、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

したがって、全てを開示すべきである。

(オ) 司法精神医学の実践たる精神鑑定に係る情報

医療観察法等の規定による公務の内容であるから、全般的に当該職員及び鑑定等を命じた裁判所職員の職務遂行情報に該当する。

対象者氏名や生年月日を不開示にした上で、鑑定事項や鑑定の必要性を認めた理由は、個別具体的な情報に踏み込まず、犯行当時の精神状態の判断や再犯の可能性の判断といった抽象的な範囲内で最大限の開示をすべきである。

(3) 条例第8条第3号該当性について

不開示とされた印影は、職員個人の物と法人の物とに2分される。職員の印影は、氏名ではなく、名字のみを図案化したものであって個人識別情報としての性質は氏名自体よりも格段に弱まる上に、何よりも条例第8条第3号には該当しない。両印影は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第003号によれば、開示すべきという判断が出ている。そして、一般に、職員の印鑑は、認印であって、実印ではない。実印登録された印鑑ではなく、市販されている印鑑なのである。銀行、証券会社、投信会社、FX会社などの金融機関で口座開設をするときに押印し登録する印鑑（届出印、お届け印、銀行印などと呼ばれる）又は役所で印鑑登録をしたハンコすなわち実印を依頼文書に押捺することは、社会通念上も考えられない。また、情報公開の「実施機関」となっていない民間団体は、印影を含んだ文書までインターネット上に公開し続けている。

さらに、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規定に基づく「実施機関」に当たる独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇や静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）の規定に基づいて情報公開する地方独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇〇なども個人及び法人の印影を公開している。大阪府や静岡県に置かれている法人の支店が印影を公開されていることで、他の自治体の支店と比べて優位に印影の偽造によって競争的地位が脅かされるなど正当な利益が現実に害されていることと当該独立行政法人職員である贈与等報告者個人の権利利益が他の自治体等の情報公開の「実施機関」の職員と比べて優位に現に脅かされていることとを証明する具体的な根拠を明示すべきである。既に公開になっている印影のみならず、民間であれ公的機関であれ、個人であれ法人であれ、印影を公開している他の情報公開の

「実施機関」によって取得又は作成された印影は、情報公開請求によって公になるのであるから、○○○○○○○○や○○○○○○○○が取得又は作成したかにかかわらず実施機関を含む全ての「実施機関」で印影までを公開すべきである。上述の答申どおり、当該職員は、発出文書が真正なものであることを証明するために押印したものであって、一定の認証的機能を果たしているものと言うことはできるとしても、金融機関に対する届出印のように、印影の偽造による重要書類の偽造を容易にし、当該個人の資産等への不法な侵害を招くおそれがあるとまでは認められない。実際、実施機関も公務員等の印影及び行政機関の印影は、公開している上に当該公務員等や行政機関の権利利益を害したとは認められていない。ゆえに、印影も全て開示すべきである。

(4) 条例第8条第2号ただし書の生命等保護規定及び条例第10条の公益上の理由による義務的及び裁量的開示について

報酬金額や交通費実費額といった金額を不開示にされると、数年前に全国規模のスキャンダルとなった自治体の財務犯罪、不正経理が外部から民主的にチェックすることができなくなってしまう。職員が財務犯罪、不正経理に手を染めているかどうかはまさに公益の問題そのものである。千葉県財務犯罪、不正経理の前例を鑑みるに、開示されることの不利益と開示することの利益を比較すると、公開することで得られる公益が公開されることで生じる不利益に優ることから、金額まで公益上の理由からも開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 行政文書開示請求及び対象文書の特定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、別表に掲げる行政文書を特定した。

なお、特定した文書は平成23年度から平成26年度までのものであり、平成22年度以前のものについては、保存期間である3年を経過したため廃棄され、現存していなかった。

2 対象文書の内容

本件各対象文書は、「営利企業等の従事制限に関する規則」（昭和40年千葉県人事委員会規則第18号。以下「人事委員会規則」という。）及び「営利企業等の従事制限に関する規則の運用について」（昭和48年人委給第269号通知）に基づき、職員の営利企業等従事許可を行ったものである。

営利企業等の従事制限については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条において、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されている。なお、営利企業への従事は、前述の人事委員会規則等により限定的に認められている。

また、医療従事者に係る営利企業等従事許可については、前述の人事委員会規則のほか、「勤務時間外における医療従事者の営利企業等従事許可の基準」に基づき、従事許可を行っており、医師や看護師などの医療従事者は、公務に支障が生じないことを前提として、当該業務に従事することが認められている。

本件各対象文書は、その届出及び許可の手続の際に作成された文書であり、対象文書として特定した。

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

不開示理由を再検討した結果、下記アからウについての本号該当性については、以下のとおりである。

ア 報酬額、謝礼、交通費等

対象文書は、上記2の説明のとおり、公務員である精神科医療センター職員の受託許可に関するものであることから、当該職員の氏名等や受託許可願の内容等は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し開示となる。

しかしながら、報酬額、謝礼、交通費等は、当該職員が公務以外の業務により得たものであり、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。また、当該職員の氏名と併せて更に、報酬額、謝礼、交通費等を開示することは、当該職員の公務とは関係ない保護すべき個人情報 を明らかにすることとなり、基本的な人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めた本号の趣旨に反することとなる。

そして、報酬額、謝礼、交通費等は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、また人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもない。また、食糧費の支出を伴う懇談会及び説明会等に係る情報でもないことから、条例第8条第2号ただし書イ、ロ及びニにも該当しない。

したがって、当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第8条第2号に該当する情報である。

イ 連絡先、担当者等

当該情報は、法人等の担当者の連絡先、氏名等であり、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものに該当する。そして、条例第8条第2号ただし書イからニには該当しないため、同号に該当する情報である。

ウ 被疑者の生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由

これらの情報は、千葉県精神科医療センター職員が、裁判所から鑑定業務等を依頼された際に、当該業務に係る資料として添付されていたものであり、鑑定対象者となった個人の情報である。

生年月日は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものに該当する。そして、条例第8条第2号ただし書イからニには該当しないため、同号に該当する情報である。

罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由については、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。そして、条例第8条第2号ただし書イからニには該当しないため、同号に該当する情報である。

(2) 条例第8条第3号該当性について

依頼者の印影は、千葉県精神科医療センター職員に業務を依頼してきた法人等の印影である。当該情報は、当該法人が真意に基づいて作成した、真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、特別の管理をしているものと推認され、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。そして、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではない。

4 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、報酬額、謝礼、交通費、連絡先、担当者等は、他の自治体等においては、条例と同様の規定があるにもかかわらず、公開する等、千葉県とは異なる扱いをしている旨を主張している。

しかしながら、開示に係る行政文書に記録された情報が、不開示情報に該当するかどうかの本県における判断は、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第8条各号の【趣旨】及び【解釈及び運用】に照らし、個別具体的に行うものであり、この判断の個別具体的な理由については、上記3で説明したとおりである。

(2) 異議申立人は、受託許可を受けて職員が行った講義等は、勤務時間外に行ったものであるとしても、公務員として従事してきた職務から得た経験であるために依頼され、またその肩書をもって行うものであるため、これら業務は職務の遂行に当たるとする。そのため、異議申立人は、これに関わる情報（報酬額、謝礼、交通費、依頼者の連絡先・氏名等）は、

職務の遂行に係る情報であり、開示対象となる旨主張する。

しかし、実施機関において当該情報を不開示とした情報は、勤務時間外に行った業務であるためではなく、職員が公務以外の業務により得た報酬額、謝礼、交通費等であり、不開示とした理由は、上記3（1）アのとおりである。

- (3) 異議申立人は、①受託許可申請書類に添付されている生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由につき、個人を識別できる情報ではなく、また、②公にしても直ちに個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないため、開示すべきとする。さらに、③他の自治体ではこれに類した情報を公開したため、千葉県も開示すべきであると主張している。

しかしながら、「生年月日」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当する。また、「罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由」は、鑑定の対象となった個人の心身の情報等、他人には知られたくない機微に渡る情報であり、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する。なお、他の自治体との対応の違いについては、上記（1）で説明したとおりである。

- (4) 異議申立人は、事件番号、事件の概要等も不開示となっているが、それにもかかわらず、「開示しない部分」として明記されていないことを指摘している。

だが、これらの部分については、対象文書そのものが最初から黒塗りされていた部分であり、本件請求に対し、不開示情報に該当するとして判断し黒塗りした部分ではない。

以上より、異議申立人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書及び不開示部分について

本件各対象文書は、地方公務員法第38条の規定により、実施機関の職員が、営利企業等の事務に従事しようとする際、任命権者の許可を受けるために作成した起案文書であり、①起案文書、②営利企業等従事許可願、③営利企業等からの依頼文書、④精神科医療センター長から病院局長への副申、⑤営利企業等従事許可願についての通知文書、⑥営利企業等への承諾書及び⑦その他関連文書で構成されている（ただし、起案ごとに構成書類は異なる。）。

実施機関は、本件各対象文書のうち、別表の実施機関が不開示とした部分欄に記載した各情報について、次の理由により不開示とした。

(1) 報酬額、謝礼、交通費等

条例第8条第2号に該当する。報酬等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報ではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 連絡先、担当者等

条例第8条第2号に該当する。担当者の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。

(3) 被疑者氏名、生年月日、罪名、鑑定事項、鑑定を必要と認めた理由

条例第8条第2号に該当する。氏名等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため。鑑定事項等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報ではないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(4) 依頼者の印影

条例第8条第3号に該当する。依頼者の印影は、法人の事業活動における内部管理に属する情報が記録されており、公にすることにより、印影の偽造等が可能となり、当該法人の財産権及び競争上の地位に不利益を与えるおそれがあるため。

2 本件決定の妥当性について

そこで、不開示部分ごとに実施機関が行った本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 報酬額及び謝礼について

ア 職員が営利企業等の事務に従事する場合、地方公務員法第38条及び人事委員会規則に基づき、当該営利企業が職員の占める職と密接な利害関係がないこと、職務の遂行に支障がないこと、公務員の信用を失墜するおそれがないことなどを許可の基準としていることからすれば、これらの判断の透明性を確保する観点から当該職員の権利利益を害するおそれがない限り、実施機関の職員の営利企業等に従事した当該事務に係る情報は、できるだけ開示されるべきである。

イ しかしながら、報酬額、謝礼、謝金の各部分には、いずれも当該職員が営利企業等への従事許可を受けて行う事務を遂行することで受け取る報酬等の金額（以下「報酬額等」という。）が記載されていることが認められ、報酬額等は、営利・非営利法人さらには官公庁で従事する場合を問わず、当該職員の所得を構成する私事に関する情報で、通常他人に知られたくないものであることから、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第8条第2号本文後段に該当する。

ウ この点、異議申立人は、製薬会社のホームページで、講演をした人物の「謝金」が公開されており、本件各対象文書のうち製薬会社からの「謝金」は慣行として公にされている旨を主張するが、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、製薬会社からの「謝金」に関する情報は、必要事項を入力して製薬会社に申請し、製薬会社の判断を経て初めて閲覧できるものであり、これらの手続に鑑みれば、慣行として公にされているとまではいえず、同号ただし書イに該当しない。

そして、上記イのとおり、報酬額等は、私事に関する情報であるため、職務遂行情報には該当せず、同号ただし書ハに該当しない。

また、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が報酬額等を不開示としたことは、妥当である。

(2) 交通費等について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、交通費、宿泊費、旅費及びタクシーの各部分には、関係する団体が費用を負担するかどうか、

また、食事の部分（以下併せて「交通費等」という。）には、食事の用意の有無などが記載されていることが認められる。

実施機関は、交通費等を不開示としているが、交通費等は、これらを開示しても当該職員の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第2号に該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした交通費等は、開示すべきである。

（3）連絡先について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、株式会社の従業員及び私立大学の職員のメールアドレス並びに株式会社の従業員の携帯電話番号（以下「民間職員のメールアドレス等」という。）、公務員が公務員として割り振られ使用するメールアドレス（以下「公務員のメールアドレス」という。）並びに特定自治体の特定機関の組織メールアドレス（以下「特定機関の組織メールアドレス」という。）の部分には、それぞれ個人又は組織の連絡先が記載されていることが認められる。

ア 民間職員のメールアドレス等について

民間職員のメールアドレス等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が民間職員のメールアドレス等を不開示としたことは、妥当である。

イ 公務員のメールアドレスについて

公務員のメールアドレスが、県の機関等の内部での連絡に供されている場合、これが公になった場合にはいたずらや偽計等に使用される可能性が否定できず、その上、迷惑メールに添付されたウイルスによるシステム障害や情報の漏出等が発生していることを勘案すれば、情報セキュリティの観点からもこれを開示することは適当ではない。

そのため、一般に公務員のメールアドレスは、公にすることにより、当該公務員の所属する機関の事務事業に支障が生じるおそれがあるも

のと認められる。

もつとも、当該機関が公務員のメールアドレスを自ら広く一般にホームページ等で公開している場合、その他業務の性質上広く一般に公開されることが前提の場合にはこの限りではない。

そこで、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、本件では公務員のメールアドレスを、当該機関が自ら広く一般に公開しているとは認められなかった。

そうすると、公務員のメールアドレスを公にすると、当該公務員の所属する機関の事務事業に支障が生ずるおそれがあるというべきであり、実施機関が主張する、条例第8条第2号該当性について検討するまでもなく、実施機関が不開示とした公務員のメールアドレスは、条例第8条第6号柱書に該当する。

したがって、本件において、実施機関が公務員のメールアドレスを不開示としたことは、妥当である。

ウ 特定機関の組織メールアドレスについて

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、特定機関の組織メールアドレスは、当該機関のホームページで公開されていなかった。

さらに、当該機関に確認したところ、特定機関の組織メールアドレスは、外部には公開していないとのことであった。

このような特定機関の組織メールアドレスを公開した場合には上記イと同様に、いたずらや偽計等に使用される可能性が否定できず、情報セキュリティの観点からも当該情報を開示することは、適当ではなく、当該機関の事務事業に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、実施機関が主張する、条例第8条第2号該当性について検討するまでもなく、実施機関が不開示とした特定機関の組織メールアドレスは、条例第8条第6号柱書に該当する。

したがって、本件において、実施機関が特定機関の組織メールアドレスを不開示としたことは、妥当である。

(4) 担当者等について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、営利企業等への従事の依頼文書発出者の氏名（以下「依頼文書発出者の氏名」という。）、連絡担当者の氏名（名字のみも含む。以下「連絡担当者の氏名」という。）、精神保健指定医研修会に出席した者の氏名（以下「研修会出席者の氏名」という。）及び精神鑑定を受ける人物の氏名（以下「被精神鑑定者の氏名」という。）の部分には、それぞれ個人の氏名が記載されていることが認められる。

ア 依頼文書発出者の氏名について

法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報として不開示事由が規定されていると解するのが相当であり、このような情報には、法人等の代表者に準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報が含まれる。

本件各対象文書において、営利企業等から実施機関の職員への事務の従事依頼は、依頼文書の発出者が個人として依頼したのではなく、当該営利企業等を代表して依頼しているものであり、当該営利企業の行為そのものといえることができる。

以上のことから、営利企業等への従事の依頼文書等に記載された依頼文書発出者の氏名は、条例第8条第3号の法人等情報として開示不開示の判断を行うことを相当とするところ、これらの情報を開示しても営利企業への従事を依頼した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

また、同号ロにも該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした依頼文書発出者の氏名は、開示すべきである。

イ 連絡担当者の氏名について

営利企業等への従事の依頼文書等に記載された連絡担当者の氏名は、当該法人に勤務し、職務に従事する個人を示す情報に過ぎず、個人に

関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

そして、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が連絡担当者の氏名を不開示としたことは、妥当である。

ウ 研修会出席者の氏名について

対象文書7中の「第16回精神保健指定医研修会（東京）日程について」に記載された研修会出席者の氏名については、民間職員が研修会に講師等として参加したことを示す情報である。これらの情報は、民間職員の社会活動に関する情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

ところで、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、当該研修会のプログラムが〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のホームページで現在公表されていることは確認できず、また当該研修会開催当時に公表されていたことが必ずしも明らかではないため、研修会出席者の氏名は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が研修会出席者の氏名を不開示としたことは、妥当である。

エ 被精神鑑定者の氏名について

実施機関は、鑑定人指定書に記載された被精神鑑定者の氏名について、連絡担当者の氏名等と同様、条例第8条第2号に該当するとして不開示としているが、被精神鑑定者の氏名については、後掲の（7）において、当該文書に記載された他の情報と併せて検討する。

(5) 被疑者氏名、生年月日、罪名、鑑定事項及び鑑定を必要と認めた理由について

被疑者氏名、生年月日、罪名、鑑定事項及び鑑定を必要と認めた理由は、鑑定嘱託書又は簡易鑑定嘱託書に記載されているものであるが、鑑定嘱託書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するため、同項の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用除外となることから、条例第32条の規定により、条例は適用されない。

また、簡易鑑定嘱託は、刑事訴訟の実務上用いられているもので、鑑定嘱託と同様起訴前に検察官からの嘱託によって行われることから、刑事訴訟の過程における一連のものと評価でき、両者は性質を異にするものではないと思料されるため、簡易鑑定嘱託書も刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、上記と同様に条例は適用されない。

そうすると、実施機関は、当該文書を特定して部分開示を行っているが、当該文書は条例の規定が適用除外となる文書であるから、それを理由として全部不開示とするべきものである。

したがって、当審査会は、当該文書の部分開示決定の妥当性については判断しない。

(6) 依頼者の印影について

実施機関は、代表執行役印、支店長印、部長印等代表者及びこれに準ずる地位の者の印影（以下「代表者の印影等」という。）、一部の文書における株式会社の社印、一般社団法人の協会印等（以下「株式会社の社印等」という。）並びに法人の代表者に準ずる地位にある者の個人の印影（以下「代表者に準ずる者の個人の印影」という。）を不開示としている。

ア 代表者の印影等について

代表者の印影等は、当該文書が、法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、

当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の印影が偽造等されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

もつとも、刷り込みの代表者の印影等広く流通することを前提に作成された代表者の印影等は、条例に基づく開示以外にも広く目に触れる機会があると推認されるため、当該法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

この点、本件各対象文書に含まれる内容は、営利企業等から実施機関の職員への講演等の依頼文であり、精神科医療センターという特定の提出先に宛てた文書であることから、当該文書に記載の代表者の印影等は、条例に基づく開示以外にも、広く目に触れる機会があるものとは推認できず、条例第8条第3号イに該当し、ただし書には該当しない。

したがって、実施機関が代表者の印影等を不開示としたことは、妥当である。

イ 株式会社の社印等について

株式会社の社印等は、認証的機能を補完する意味で代表者の印と同時に押印されるのが一般的であるが、見積書等の軽易な書類にも往々にして押印されるものであり、これらを開示しても営利企業への従事を依頼した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

また、同号ロにも該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした株式会社の社印等は、開示すべきである。

ウ 代表者に準ずる者の個人の印影について

本件各対象文書において、営利企業等から実施機関の職員への事務の従事依頼は、依頼文書の発出者が個人として依頼したのではなく、当該営利企業等を代表して依頼しているものである。

そうすると、依頼文の発出者の氏名と共に押印されている代表者に準ずる者の個人の印影は、上記（４）アと同様に、法人等情報として開示不開示の判断を行うことを相当とするところ、当該印影の形状から推認すると、代表者印のように登録され、特別の管理がされているものとは思料されず、これらの情報を開示しても営利企業への従事を依頼した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第８条第３号イに該当しない。

また、同号ロにも該当しない。

したがって、実施機関が不開示とした代表者に準ずる者の個人の印影は、開示すべきである。

（７）鑑定人指定書について

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、鑑定人指定書のうち、家庭裁判所の事件番号、精神鑑定を受ける者の氏名及び鑑定事項を不開示としていることが認められた。

そこで検討するに、まず、精神鑑定を受ける者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであり、不開示とすることが相当である。

次に、家庭裁判所の事件番号は、その情報自体では特定の個人を識別することはできないが、事件番号を明らかにすると、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれが全くないとまでは認められず、条例第８条第２号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とすることが相当である。

次に、鑑定事項は、その情報自体では特定の個人を識別することはできないが、この情報は、個人の心身の状況に関する情報であり、これを公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれがあるというべきである。

そうすると、鑑定事項は、条例第８条第２号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とすることが相当である。

したがって、実施機関が上記の各情報をいずれも不開示としたことは妥当である。

なお、実施機関は、家庭裁判所の事件番号を本件決定の通知書における開示しない部分に記載していない。

したがって、本件決定は、この点において、瑕疵がないわけではないが、それをもってして、本件決定を取り消すまでには至らないものと判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした部分のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|---------------|
| 平成27年 1月16日 | 諮問書の受理 |
| 平成27年 3月12日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成27年 4月28日 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 平成28年10月28日 | 審議 |
| 平成28年11月25日 | 審議 |
| 平成28年12月16日 | 審議 |
| 平成29年 1月27日 | 審議 |

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|-------|--------------|----------|
| 泉 登茂子 | 公認会計士 | |
| 荘司 久雄 | 城西国際大学非常勤講師 | 部会長 |
| 横田 明美 | 千葉大学法政経学部准教授 | 部会長職務代理者 |

(五十音順)